

文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、文化芸術地域モデル全国発信事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、文化芸術を媒介とした全国に誇れる地域活性化のモデルを創成するため、劇場、音楽堂等を積極的に活用し、文化芸術を通じた地域振興を図るとともに、アートピアと通りの推進につなげることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表第1欄に掲げる全国発信モデル事業（以下「補助事業」という。）を行う別表第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）の範囲内において、別表の第4欄に定める額（千円未満の端数は切り捨てた額とする）以下とする。

3 補助事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内事業者（同条例第2条第1項に規定する事業者をいう。）への発注に努めなければならない。また、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費のうち委託費（舞台設営、大道具・小道具、衣裳、照明、音響、機材借上・運搬、舞台技術スタッフに係る委託費を除く。）については、県内事業者が実施したものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

(事業計画書の提出)

第4条 本補助金の交付申請にあたっては、鳥取県地域づくり推進部長（以下「地域づくり推進部長」という。）が別に定める日までに、様式第1号及び様式第2号により文化芸術地域モデル全国発信事業補助金計画書（以下「計画書」という。）を地域づくり推進部長に提出しなければならない。

(対象事業の認定)

第5条 地域づくり推進部長は、前条の事業計画書について、別表のいずれかに規定する補助要件に適合すると判断した場合には、予算の範囲内で補助金を交付すべき対象事業を認定する。

2 前項の認定の通知は、様式第3号による。

(交付申請の時期等)

第6条 認定通知を受けた者は、地域づくり推進部長が別途定める日までに本補助金の交付申請を行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定の通知は、様式第4号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第5欄に定める変更以外の変更とする。

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第9条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1）規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月25日のいずれか早い日

（2）規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

（雑則）

第10条 この要綱の実施に関しては、規則及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、地域づくり推進部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 3 この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行し、平成28年度事業から適用する。
- 5 この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。
- 6 この要綱は、平成30年5月18日から施行し、平成30年度事業から適用する。
- 7 この要綱は、平成31年3月28日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 8 この要綱は、令和元年7月5日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 9 この要綱は、令和3年6月9日から施行し、令和3年度事業から適用する。
- 10 この要綱は、令和4年3月31日から施行し、令和4年度事業から適用する。

(第3条関係)

別表

1 補助事業の内容	全国に発信でき、モデルとなり得る質の高い文化芸術事業
2 補助対象者	特定の拠点施設で活動し、地域の地域づくり団体との連携がある文化芸術団体、又は、文化芸術団体と連携がある地域づくり団体で、次のアからウまでの全ての要件を満たすもの。 ア 文化庁「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」に対し応募を行っているもの。 イ 県内に活動の基盤となる拠点施設を有し、代表者及び所在地、会計経理が明確なもの。(指定管理者ではないもの。) ウ 恒常的に公演等の実演文化芸術活動を行っているもの。
3 補助対象経費	文化庁「劇場・音楽堂等機能強化推進事業」の応募により実施しようとする事業に直接必要な次の経費。ただし、人件費及び食糧費(事業の実施に必要不可欠なものは除く)を除く。 (1) 事業実施に係る経費(出演費、音楽費、文芸費、舞台費、運搬費、会場費、旅費、謝金、委託費等) (2) 広報に係る経費(印刷費、広告宣伝費)
4 補助額	補助対象経費から国庫補助等の特定財源を除いた額の1/2。ただし、10,000千円を限度とする。
5 重要な変更	(1) 申請者の名称・所在地の変更 (2) 補助目的の達成に支障を来す又は事業の能率の低下をもたらす事業計画の変更 (3) 本補助金の増額を伴う変更 (4) 事業の目的、実施時期、場所、実施内容など事業の基本部分に関わる変更 (5) その他事業内容に重要な影響を及ぼす変更 (6) 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

様式第1号（第4条、第7条、第9条関係）

年度文化芸術地域モデル全国発信事業補助金事業計画（報告）書

1 事業名	
2 事業期間	年 月 日 ～ 年 月 日
3 実施場所	
4 事業内容	<p>(1) 目的</p> <p>(2) 内容</p> <p>(3) 期待される効果</p> <p>(4) 事業実施スケジュール（3年間）</p> <p>(5) 助成を受ける文化庁所管事業</p> <p>(6) その他</p>
5 他の補助金の活用の有無	<p>有・無</p> <p>(他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先(補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先)を記載してください。)</p>
6 事業の結果及び評価 (報告書のみ)	
7 消費税の取り扱い	(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者)

※事業に関する資料、図面、仕様書など、第三者にわかりやすい資料を適宜添付してください。

様式第2号（第4条、第7条、第9条関係）

年度文化芸術地域モデル全国発信事業補助金収支予算（決算）書

収 入

区 分	本年度予算額 [A]	決算額 [B]	増 減 額 [B-A]	内 容
県補助金				
合 計				

支 出

区 分	本年度予算額 [A]	決算額 [B]	増 減 額 [B-A]	内 容
合 計				

様

鳥取県地域づくり推進部長 ○ ○ ○ ○

年度文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付対象事業の認定について（通知）

文化芸術地域モデル全国発信事業実施計画書の提出のあった下記の事業について、文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付要綱（ 年 月 日付第 号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「交付要綱」という。）第5条の規定により本補助金交付対象事業として下記認定額を限度に認定します。

については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）及び交付要綱により、
年 月 日（ ）までに補助金交付申請手続きを行ってください。

記

1 対象事業

2 認定金額

様

鳥取県知事 ○○○○

年度文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けの申請書（以下「申請書」という。）で、申請のあった文化芸術地域モデル全国発信事業補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 補助事業

本補助金の対象事業の内容は、申請書に記載されているとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 本補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象事業の実績額について、文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付要綱（年 月 日付第 号鳥取県地域づくり推進部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第6条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 規則の厳守

本補助金の收受及び使用、対象事業の遂行等については、規則の規定に従わなければならない。

年 月 日

鳥取県知事 ○○○○ 様

申請者 住所
氏名 印
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

年度文化芸術地域モデル全国発信事業補助金仕入控除税額確定報告書

文化芸術地域モデル全国発信事業補助金交付要綱第9条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金の確定額及び補助対象経費の額
(1) 補助金の確定額 金 円
(2) 補助対象経費の額 金 円
(年 月 日付第・・・・号による通知額)

- 2 実績報告控除税額
(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、交付決定控除税額)
金 円

- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入控除税額
金 円

- 4 補助金返還相当額 (3 - 2 > 0の場合)
$$(3 - 2) \times \frac{1 \text{の}(1)}{1 \text{の}(2)} \text{ 金 円}$$

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。